

令和 8 年度定例第一回（春）関東地方知事会議

会 議 録

令和 8 年 5 月 26 日（火）

（於 都道府県会館 知事会会議室）

関 東 地 方 知 事 会

令和8年度定例第一回（春）関東地方知事会議

1 日 時 令和8年5月26日（火）13：30～15：15

2 会 場 都道府県会館 3階 知事会会議室

3 出席者

会長	栃木県知事	福田 富 一
	東京都知事	小 池 百合子
	茨城県知事	大井川 和 彦
	群馬県副知事	津久井 治 男
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	山梨県知事	長 崎 幸太郎
	静岡県知事	鈴 木 康 友
	長野県知事	阿 部 守 一

4 協議事項

- (1) 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- (2) 前回提案・要望事項への措置状況報告について
- (3) 令和7年度関東地方知事会歳入歳出決算（案）について
- (4) その他

5 会議内容

(1) 開会

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和8年度定例第一回春の関東地方知事会議を開会します。

私は、事務局を担当しております栃木県総合政策部長の浅野と申します。以後、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

報道機関の皆様におかれましては、写真撮影は、会長の挨拶終了までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、各都県知事様におかれましては、ご発言に際しまして、マイクスイッチをオンにいただき、ご発言後はマイクをオフにいただきますようお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、会長である栃木県の福田知事からご挨拶を申し上げます。

(2) 会長挨拶

○会長（栃木県知事）

各都県知事の皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今年度、会長を務めさせていただく栃木県知事の福田でございます。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

昨今の中東情勢の影響によりまして、世界的に原油由来製品の不足等の懸念が広がっており、国内でも、流通の目詰まりなどが不安視されております。先月、国から全国知事会に対し、目詰まり解消に向けて様々な取組が行われている旨の説明がございましたが、依然として先行きは不透明であり、地域経済や地方財政に及ぼす影響も懸念されるところでありますので、引き続き状況を注視して参りたいと考えております。

さて、人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足、賃金上昇率を上回る物価高、エネルギー問題、激甚化する災害への対応など、広域での連携・協力が必要な課題が山積しており、本会議における各都県からの提案・要望事項にも、これらの課題に対する危機感が反映されております。

このような状況におきましては、関東地方知事会がより一層結束し、国に対してしっかりと働きかけていくことが重要であると考えております。

本日は限られた時間ではございますが、有意義な議論の時間にしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(3) 協議事項

- ・ 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- ・ 前回提案・要望事項への措置状況報告について
- ・ 令和7年度関東地方知事会歳入歳出決算（案）について
- ・ その他

○事務局

ありがとうございました。

会議冒頭の撮影は、ここまでとさせていただきます。報道関係の皆様は、報道関係者席にご移動願います。

なお、本日は、会議のペーパーレス化を図るため、机上に会議資料が入ったタブレットをご用意させていただいております。

何かご不明な点がございましたら、お声がけいただければと存じます。

それでは、これから先の進行は会長にお願いしたいと思います。

福田知事、よろしくお願いいたします。

○会長

はい。それでは早速協議に入ります。お手元の次第に従って進めてまいります。はじめに、国の施策及び予算に関する提案・要望について協議を願います。

資料1「提案・要望事項について」を1枚おめくりいただきまして、提案・要望事項の一覧をご覧願いたいと思います。この一覧の12項目の提案ごとにご説明をいただき、その後、意見交換を進めてまいります。時間に限りがあるため、発言は端的におまとめいただきまして、円滑な議事の進行にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

はじめに1番の地方分権改革推進について、でございます。共同提案ですので、私から説明をいたします。資料5ページをご覧ください。

地方分権改革の推進につきましては、例年提案を行っている事項でございます。引き続き地方分権改革の着実な推進を図っていく必要があることから、国と地方の役割分担の適正化など9項目、地方の安定的な財源運営

に向けた支援など 22 項目、合わせて 31 項目について提案要望を行うものでございます。それでは、この項目につきまして、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

○会長

はい、長野県。

○長野県

はい。どうもありがとうございます。内容はよろしいと思っております。

付言させていただきたかったのは、今、政府の地方制度調査会で、国と都道府県、市町村での役割分担のあり方、また大都市制度のあり方の議論が行われています。私は全国知事会を代表し地方制度調査会に出席しておりますが、前回の 5 月 20 日の総会で発言をさせていただいた内容に関わりがあるので、ご紹介をして、一致結束して取り組んでいきたいという思いをお伝えしたいと思います。

まず、国と都道府県、市町村の役割分担のあり方については、時代が大きく変わってきており、特に市町村の支援のあり方を含めてしっかり変えていくことが重要だと思っています。そうした中で、まずは、国が本来やるべきことを国が責任を持って行うことが重要だと思っています。ナショナルスタンダードと言われるような、例えば、子ども医療費助成は全国的にどこの都道府県、市町村も行っているわけであります。国はまったく世の中に存在しないかのように、何も関知しない。というよりは、むしろ足を引っ張る側でこれまで来ています。やはりこうしたものは、もっと国の政策としてしっかり責任を持って取り組んでいただきたいと思いますし、また役割分担と関連した国と地方の関係性のあり方も実はかなり大きな問題だと思っています。

「従うべき基準」についても、全国知事会から度重なる要請をしていますが全く変わらない。長野県も新しく条例をつくり、改正していますが、本来、国が「従うべき基準」で定めているにも関わらず、制定をしなければいけない状況になっています。これは完全に、本来国が責任を持つべきところを、我々地方が責任を持つ形で転嫁されているのではないかと思います。そういう意味で、関係性のあり方もしっかり考え直してもらいたい

と思います。

また、地方制度調査会で一定の方向性を出していただくにしても、社会経済情勢はどんどん変わりますので、ぜひ国と地方の役割分担の関係性を継続的に協議する場を、分野ごと、省庁ごとに作っていただくことが必要であるということを主張させていただきました。

これは、ぜひ関東地方知事会、あるいは 47 都道府県知事が連帯して取り組んでいかないとなかなか国は動きませんので、まず一緒に取り組ませていただきたい。ぜひ一緒に力を合わせて進んでいければと思っております。

また、大都市制度については、今、特別市制度が議論になっております。全国知事会では、大都市制度のあり方に関する検討プロジェクトチームを設置しておりますが、さまざまな課題や強い懸念が示されているということをご紹介させていただくなかで、慎重かつ骨太の議論を行うことが必要ではないかということをお願いしております。神奈川県では、政令市以外の市町村からも反対の意見、民間団体からの反対意見が一部出ているということもご紹介をさせていただいておりますので、この場で共有をさせていただいて、ぜひ、関東地方知事会として同じ方向性で、進んでいければと思いますので、よろしくお願いいたします。

関東地方知事会の提案としては、この内容で結構だと思いますが、今、地方制度調査会で議論が行われていますので、そこで、しっかり我々都道府県は知事会として主張していかなければいけませんし、また、そうした主張をしているということを、今日ご紹介させていただきましたので、同じ方向を向いて取り組んでいければと思っております。以上です。

○会長

分かりました。関東地方知事会として、阿部知事、阿部会長のおっしゃったように、心を一つにしながら、国に向けてもしっかり意見を発していくということで、ご協力をよろしくお願いいたします。では、埼玉県大野知事お願いします。

○埼玉県

はい。ありがとうございます。私の方からは、この地方分権改革の推進

について、総論として取りまとめたことについて、賛成の立場であります。他方、修文過程で合意が得られなかったこともございますので、意見だけ申し上げさせていただきたい。ぜひ議事録に残していただきたいと思います。

本提案Ⅱの２「分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革」の部分であります。先般、千葉・神奈川の両知事と一緒に、財務大臣、総務大臣及び自民党税制調査会の会長に直接お伝えをさせていただきましたが、都道府県間の税源偏在並びに行政サービスの格差は極めて深刻であり、特にＥコマースの進展など経済社会構造の変化に伴って、大法人の本社等が集まる東京都への税収集中がより一層進んで、それぞれの県で経済活動が行われたものが税金として落ちてこない。このまま放置しておく、地域間の不公平な格差はさらに拡大する状況でございます。

皆さんもご存知のとおり、地方法人課税については、令和元年度に特別法人事業税・譲与税制度が創設されましたが、当時の東京都の財源超過額は、税制改正当初は約１．２兆円でしたが、それが年々拡大をして是正されるどころか、令和７年度は約２兆円と過去最大となりました。この偏在を要因とする地域力の格差を背景に、子ども政策をはじめとした行政サービスの地域間格差は、もはや看過しえない状態にまで拡大しており、こういったことが皆様に理解を得られてきたものと感じており、実際に県内市町村からも是正措置を求める声が上がってきています。

地方交付税制度について見直しが必要との意見もありますけれども、財源の不均衡を調整しても、なお、東京都に約２兆円の財源超過額が積み上がるという現状を見ますと、団体間での不均衡を調整する機能を強化する方向での見直しということであれば、我々も理解ができるところであります。

これまでも地方の総意として、地方と国との歳出比率と税源配分に関しては、国から地方への税源移譲を求めてきたところでありますが、昨今の税源偏在は財源調整機能を持つ地方交付税ではなく、地方の自主財源である法人事業税等に端を発することから、この是正が優先されるべきと考えております。私どもが申し上げているような形で財源調整をしている機能の中で、例えば法人事業譲与税及び地方交付税については再配分の機能がありますが、これは東京都がおっしゃるように収奪されているわけではな

くて、法人二税は国税化をされていて、それが統一の基準で財源調整をされているものであり、東京都から税金をもらっているわけではないということは明確にしたいと思います。

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ものとされており、これを求めていると思っています。また、令和8年度与党税制改正大綱には、地方法人課税における税源偏在を是正する追加的措置として、新たに特別法人事業税、譲与税制度において資本割を追加するとともに、所得割等の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得ると、偏在是正の具体策が明記されており、これらを早急かつ確実に実施する必要があると考えています。

ぜひ関東地方知事会においても、今後ご議論をまとまる形でお進めいただければと思っています。私からは以上です。

○会長

はい、わかりました。はい、千葉県、熊谷知事。

○千葉県

埼玉県の大野知事の発言に賛同する立場から、税源の偏在問題についてコメント申し上げたいと思います。

先ほど大野知事からお話ありましたが、4月に、3県で国に要請を行った際、私の方から、医療や保育や介護など、地域生活を支える分野の人材が流出し、必要なサービスの提供は困難になっているという課題を申し上げたところ、それぞれの大臣は、具体的な事例も含めて、よくご存知であり、課題認識を共有していることを改めて確認をいたしました。また、林総務大臣の方からは、本年度が本番であり、一緒に取り組んでいきたいと思いますとのお話がありまして、自民党の税制調査会の小野寺会長からは、昨年の大綱で一定の方向性は出しておりますので、年末に向けて精緻な議論を積み上げていきたい。こういうお話でございました。

この問題、地方税の税源偏在を背景として、先ほど申し上げた人材確保

施策など、他の自治体では、実施困難な行政サービスの提供によって看過できない水準の地域間格差が生じていることが課題であり、これを改善するためには、その要因である地方税の偏在是正をすることが必要であります。

最近、東京都さんが様々な場で、「地方税の増減に応じた一般財源の増減割合を高めて税収確保インセンティブを高めるべき」とのことで、「地方交付税の見直し」を主張されておりますけれども、仮に東京都の主張のように、留保財源率を引き上げると、財政力の低い団体から高い団体に財源が移転をいたします。これによって財源の地域間格差はかえって拡大し、全国の自治体に深刻な影響を与え、状況は悪化することが懸念をされます。

私も、千葉県としては、引き続き国に対して、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築について早期実現を求めていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。はい、神奈川県、黒岩知事。

○神奈川県

私も地方税財政制度の構築について、本県の意見を述べたいと思います。

私は以前から、この税収の偏在については、何も東京都が悪いと言っているのではなくて、東京都に税収が集中してしまうという、そういう地方税制の仕組みそのものが悪いと申し上げている次第であります。

令和8年度与党税制改正大綱では、地方税である法人事業税の一部を国税化し、国が一度集めたうえで地方団体に再分配する現行の制度について、その国税化する割合を高めることなどを検討し、令和9年度の税制改正でその結論を得ることとされました。これについて、本県としては、税収の偏在是正に向けた大きな前進であると高く評価しておりまして、税制改正大綱に記載された内容を着実に実現してもらいたいと考えております。

地方が住民に必要なサービスを自らの責任で提供するためには、国からの税源移譲に加え、自治体間の税収偏在の是正が必要であり、本県としては引き続きあらゆる機会を活用して国に働きかけていきたいと考えております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。税収の偏在について、ほかにご意見ありますか。東京都、小池知事。

○東京都

はい。今、3県の知事から縷々お話がございました。私ども東京都という固有の地方名が出されておりましたので、一言申し上げたいと思います。

地方税財政に関する都の考えにつきましては、これまで幾度も表明しているとおりでございます。そもそも今、全国の地方税収は伸びております。その一方で、地方の財源が不足しているという不満の声が上がっている。すなわちそれは、今の地方税財政の制度にまず構造的な問題がベースにあると考えております。

具体的に申し上げますと、税収増と交付税、これが相殺されてしまう、地方のインセンティブが阻害されてしまうという地方交付税制度、また地方の役割に見合わないような税源配分などだと思います。我が国の持続的な成長に向けまして、今議論すべきは、都道府県が一丸となって、パイそのものをいかに拡大するか、でございます。今こそ、この地方交付税制度を含めて、冒頭、長野県知事からもお話ありました、社会経済情勢が大きく変わっているということ。まさに時代にふさわしい地方税財政制度のあり方を検証していくべきだと、このように申し上げておきたいと思います。

○会長

はい。ありがとうございます。山梨県、長崎知事。

○山梨県

はい。ありがとうございます。

分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革の部分については、そもそも国と、東京都さんも含めたオール地方での問題でありますので、ここで偏在の議論をされることに少し違和感があります。ここは、国に対してオール地方で一致団結して向き合うべき場面でありますので、税源偏在については、また別のところで議論すべきじゃないかと考

えます。

もう1つ。そもそもナショナルスタンダード概念も含めて、国が財源保障すべきというものを適切に定義することが重要だと思います。時代が変わっているものですから、どういうところに対して、各地方でどこぐらいまでのサービス水準を実現するのか。これは、まさにナショナルスタンダードの議論でもありますし、そこをしっかりと国には議論に向き合うことを求めるべきであって、かつ、そのナショナルスタンダードに対して、しっかりとその財源補助、財源対策をすることを、私たちは求めていくべきだと思います。

繰り返しになりますが、国が各地域の政策遂行に必要な財源をしっかりと確保すれば、こういう、どっちが多いか、などという議論はそもそも出てこない。この本質は、国がやるべき財源確保をしっかりとやりきれていない。ここに重点を置いて議論をすべきだと思います。私どもとしては、その方向に議論を集約させるべきじゃないかと考えます。以上です。

○会長

税収の偏在について他にありませんか。よろしいですか。それでは、冒頭、埼玉県からこの件について修文は求めないが議事録に残してほしい、というご意見がありましたので、4県知事のご意見を議事録に残す、また、修文については、昨年も、茨城県で熱い議論を交わしたところでございますが、提案内容の決定については全会一致を原則とする中で、原案の内容で、ご承認を得てきた経緯があります。

今回についても、今、申し上げましたような対応で良いかお諮りしたいと思います。

(意見なし)

○会長

ありがとうございました。税収の偏在以外では意見ございませんか。よろしいですね。では、それでは今回も、原案のままとして、国に要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次のテーマに移らせていただきます。2番、国民の命と健康を守

る暑さ対策の推進について、東京都からご説明をいただきたいと思います。

○東京都

はい。東京都から、国民の命と健康を守る暑さ対策の推進について提案をさせていただきます。冒頭、事務局の方から、春の知事会議ということでお話がありましたけれども、もう春というよりは、すぐ夏にもう突入しているのではないかという、そのような気候でございます。この気候変動の影響が現実の脅威となる中で、命を脅かすような、災害級の暑さが常態化しつつございます。日本気象協会によりますと、今年の夏は猛暑の到来が早く、かつ極めて暑い高温となる可能性があるという指摘がございます。国民の命と健康を守る暑さ対策には一刻の猶予もないと、このように考えております。国民が安全、そして快適に暮らせる社会の実現に向けましては、社会全体の意識、またその行動の変革を促していくことが必要でございます。このため、次の3点、国に対して要望することとしたいと思います。

1点目ですが、暑さ対策と賢い省エネルギーの両立でございます。熱中症は室内で起こるケースが多くございます。よって、熱中症を防ぐためには、迷わずエアコンを使用するなどの暑さ対策、そして無理のない賢い省エネを両立して実践できるように、国民にわかりやすく普及啓発することを要望いたします。また、体を暑さに慣れさせる、いわゆる暑熱順化、そして暑さの危険度が確認できます暑さチェッカーの活用など、効果的な暑さ対策の実践を促すことを要望いたします。さらに、暑さを和らげる素材、暑さによる健康リスクを知らせるウェアラブルなデバイスなどの新技術も広がっているところであります。熱中症を防ぎ、快適な生活を実現するため、新しい技術の開発、実装化と普及を促進することを要望いたします。これが1点目です。

2点目でございますが、暑さに適応した都市環境の整備であります。街中の木陰、また日除けの充実、路面温度の低減など、猛暑の中でも安全快適に暮らせる都市環境の形成に向けた取組を強化することを要望いたします。また、危険な暑さから避難できるクーリングシェルターの活用も重要です。指定を加速するための市区町村への支援、また利用を促すための普及啓発の強化を要望いたします。

3点目でございます。暑さへの適応に向けました、国民や事業者の行動

変容の促進でございます。東京都におきましては、早朝勤務、テレワークなどによって「働く環境」をクールにする。暑さチェッカー、そして暑さマップの活用を習慣化して「暮らす環境」をクールに。そしてTPOに応じた快適な服装で「装う環境」、この3つの環境をクールにするということで、まとめて東京クールビズを推進いたしているところであります。

国におきましても、新たなライフスタイルへの転換を推進して、時期、服装にとどまらない賢い省エネ、そして快適な暮らしを両立した働き方や暮らし方の新しい標準となりますクールビズを全国に展開することを要望します。以上の事項、関東地方知事会として、関係各省庁への働きかけを提案させていただきます。以上です。

○会長

小池さん。東京クールビズをもう1回ご説明いただけますか。

○東京都

はい、3つのクールからなっております。働く環境、暮らす環境、装う環境。2005年に全国的に始めたクールビズは、あれは意識改革とともに技術を促進する、そして制度を整える、という心技体で始めたものでございますが、当時よりも想定を超える暑さが襲っているわけでございまして、それをさらに一段と上げる必要がある。それを国に要望するべきではないかということです。職種によりますが、ハーフパンツも可で進めております。

○会長

はい、ありがとうございます。では、それではただいまのテーマにつきまして、ご意見ありましたら、よろしくお願いいたします。

○神奈川県

はい。東京都の提案に賛成したいと思います。神奈川県横浜市で、あと10カ月を切ったんですけども、「GREEN×EXPO 2027」というのがあります。これは、1都3県で初の万博です。大阪・関西万博の時、大屋根リングが暑さ対策に非常に役に立ったと、私自身も行って非常に実感をしたわけで

ありますが、今回はその大屋根リングに代わるものもありません。ですから、いくらグリーンだと言えども、なかなかその暑さ対策といったものは難しい問題があります。ですから、ぜひ、その「GREEN×EXPO 2027」に向けて、暑さ対策の技術を投入していただきたい。そう思った次第でありました。以上です。

○会長

他にありませんか。よろしいですか。それでは、東京都の国民の命と健康を守る暑さ対策の推進につきましては、提案のとおり要望させていただきたいと思います。

次、茨城県、お願いいたします。

○茨城県

はい。茨城県からは、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組の推進について、ご提案させていただきます。

人口減少の進む中で国が力強く発展していくためには、外国人を含む多様な人材が活躍し、生産性を高めていく必要があります。

そのため、外国人の働きやすく安心して暮らせる環境を整え、日本人と共に支え合う共生社会の実現に取り組むとともに、不法就労などの違反行為には厳格に対応することが極めて重要です。

各地方自治体では、これまでも地域の実情を踏まえた取組を進めてきたところですが、国が主体的に、責任を持って対応すべきであると考えております。

1つ目として、外国人受入環境の整備についてです。(1)ですが、国が主体となって、在留外国人が日本語や日本の社会制度、生活ルールを学べるプログラムを早期に整備することを要望いたします。

次に、(2)でございますが、無秩序に留学生を受け入れる大学の別科や専修学校が見受けられることから、受入基準や住宅確保に関する学校設置者の責務の明確化、生活習慣等の教育・指導の義務化など、在籍管理の徹底に向けた国の確実な対応を要望いたします。

(3)でございますが、外国人に対する賦課徴収について、居所不明などにより徴収困難となるケースが懸念されることなどから、マイナンバー

を活用した情報連携や、地方税等の納付情報の在留審査等への活用を進めるなど、制度見直しを早期に実現することを要望します。

(4) ですが、新たに始まる育成就労制度において、監理支援機関が送り出せる経営体数が制限されていることから、受入経営体数の多い農業分野については、必要な育成就労外国人数の確保が難しくなることが懸念されるため、特例措置を講じることを要望いたします。

次に、不法就労対策の強化です。(1) ですが、出入国在留管理庁及び警察は不法就労者等に対する調査などを行うことになっておりますが、不法就労者の減少には直ちにつながっていない状況にあることから、法令改正により、出入国在留管理庁及び警察に対して、広く事業所への立ち入り権限を付与するとともに、取締りの徹底及び取組を実施するための人的体制拡充を要望いたします。

(2) において、各都県からの情報提供を踏まえた迅速な調査等の実施など、国と各都県の連携強化に向けて、必要な措置を講ずることを要望いたします。

さらに、(3) から(5) において、事業者が不法就労を助長するあらゆる可能性の芽を摘むための監督指導の強化・徹底、各業界・各地域で活動するブローカーの実態把握及び取締りの強化、外国人による不法就労を入国の時点で未然に防ぐための水際対策の強化について要望いたします。以上です。

○会長

ありがとうございます。外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組の推進について、ご意見等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。埼玉県、大野知事。

○埼玉県

はい、ありがとうございます。賛成の立場ではありますが、3点、我が県の状況も含めて、意見を述べさせていただきたいと思っています。

1点は、先ほど、日本語の教育プログラム、あるいは外国人に対する多言語の提供等についての自治体の努力であります。政府が策定した「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に示されている日本語

や制度・ルール等を学習するプログラムの創設や、その受講及び内容の理解を在留審査における考慮要素とすることなど、自治体の枠を超えて対応すべき課題については、政府において早期に実施をしていただく必要があると思っています。我々受け入れる立場として、やはりバラバラにやるよりも効果が高いものが多々あると思っています。

中でも、先ほど大学や専修学校の話がございましたけれども、国の「留學生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」に基づく在留資格審査の厳格化が進められており、在籍管理が不適切な大学等において、令和9年度以降には在留資格留学の付与を停止する等の措置が講じられる予定と聞いております。この方針において、国は専修学校の所轄庁である都道府県に対し、留學生の日本語能力の確認等の実施を求めています。都道府県が適切な対応を講じることができるよう、国における十分な支援体制が必要だと思います。

それから、最後、3点目でありますけれども、入国管理、不法就労対策についてです。埼玉県の場合、1,366人の不法就労の事実が令和7年に認められており、これは全国で4番目に多い状況であります。その中でも、九都県市首脳会議でも取り上げていただき、また今回、この文章の中にも入れていただきましたけれども、査証免除対象となっている国・地域の外国人が、日本に観光等の目的で査証無しで短期の資格で入国し、その後、難民認定申請を正当な理由なく繰り返し滞在を継続することで、相対的に不安定な立場で滞在する外国人が増加しています。

特に、査証免除国であるトルコ国籍のうち、実は埼玉県にいるトルコ国籍のうちの半分以上が、難民申請者等に与えられる特定活動の在留資格であります。特定活動の方々というのは、地域にずっと居着いて共栄・共存する社会というものを前提にしていない方々でありますので、やはり、こういったトルコ人が関係する事故とかがメディアで取り上げられると、これは特殊な事情なのかもしれませんが、地域から不安の声が上がってしまうということがございます。

この中にも書いていただきましたが、J E S T Aの導入等が行われるまでの間、必要に応じて査証免除措置協定の停止、こういった場合には査証を取得するという申請を行う際に、スクリーニングを査証審査の段階で行っていただき、より適切な出入国在留管理を実現し、地方自治体にしわ寄せ

せや負担が来ることを軽減するべきであるということは、埼玉県のを踏まえて意見として申し上げさせていただきます。修文は求めません。

○会長

ありがとうございます。他にご意見はありますか。山梨県、長崎知事。

○山梨県

ありがとうございます。

茨城県さんからご提案をいただきました案につきましては、外国人の増加に伴う切実な課題を正面から捉えたものと受け止めています。ルールを守らない行為に対しましては、厳正に対応していく。これは共生社会を築く上での前提でありまして、山梨県として異論はございません。

2点ほど、お考えいただきたいことがあります。

1点目。山梨県としては、外国人との共生社会をいかに着実に築くか、これが、より本質的な課題であると考えております。すなわち、人口減少が進む中で、地域社会の機能あるいは生活基盤を維持していくには、外国人材の力を得ることが避けては通れない現実となっています。共生社会の理想的な姿としては、外国人が地域社会の一員として貢献をしていただき、その姿が住民の信頼につながり、次の世代では日本への帰属意識が自然に育まれる、そのような包摂の姿であると考えております。

そのためには、外国人の方々に日本の文化や風習への理解を深めていただくことはもちろん必要なんですけれども、それだけではなくて、私たち自身も多様な文化を持つ仲間を自然に受け入れ、共に暮らしていくという土壌を育んでいく、この姿勢をぜひ考慮していただきたいと思っています。この点で、今、私どもがやっていることは、外国人の子供と日本人の子供が日常的に触れ合う環境を提供する、国際保育というものを推進しています。幼少期から相互理解に取り組む環境づくりをやっています。外国人の子どもたちと共に学ぶ環境は、多様な価値観、あるいは文化に触れる機会となり、むしろ日本人の子どもたちの教育効果の向上につながると思っておりますので、ぜひこの要素も入れていただけるといいかなと思います。

2点目。先ほど、その学校における受入れ基準の明確化という論点がございましたが、各地で小学校、中学校、高校で学ぶ外国人の児童生徒も増

加をしておりますので、これは大学、専修学校に限らず、諸外国の事例なども参考にしながら、適正比率の検討をしていただければいいかなと思っています。

必ずしも今回、修文を求めるものではありませんが、是非、今の2点を念頭に置いていただけるとありがたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。昨年の全国知事会も、共生社会の実現に向けての提言のPT長である静岡県鈴木さんにクレームがいっぱい来たという報道がありましたが、お骨折りいただいたことについて、ご説明があればお願いします。

○静岡県

当時、割とまだ参議院選挙の影響が残っていて、ちょっと排外主義的な空気が流れていたのも、かなり静岡県にクレームがきました。でも、どうも県内より県外、特定の人たちからかなりの意見が多かったような気がいたしますし、現在は、ほとんどそれも無くなっておりますので、落ち着いた状況でございます。

○会長

お骨折りをおかけしました。それでは、ご意見については、いずれも修文は求めないが、課題としてご提供いただいたというように承知をいたしました。では、原案どおり、決定させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長

次に、栃木県提案、確保すべき農用地の面積目標の管理手法について、私の方から説明させていただきたいと思います。

資料45ページをご覧くださいと思います。食料安全保障強化に向けた農地制度の見直しが行われました。1つ目の丸に記載のとおり、農地の確保、適正利用に係る措置を強化した農業振興地域の整備に関する法律の改正、いわゆる改正農振法が令和7年4月に施行されました。農用地の

総量確保の措置として、市町村が行う除外目的変更の際し、知事が都道府県の面積目標に影響を及ぼす恐れがあると認めるときは、市町村に影響緩和措置を講じることを求める内容となっております。

2つ目の丸に記載のとおり、国では「農業振興地域制度に関するガイドライン」を昨年6月に改正しまして、知事による都道府県の面積目標の管理手法として、面積目標への影響を及ぼす恐れの影響緩和措置の手順を具体的に記載しております。

資料の46ページをご覧くださいと思いますが、確保すべき農用地の面積目標につきましては、すでに各都県とも目標面積が出ているはずでございます。

さらにその中で、産業団地の造成などを除いた、直近4年間の除外目的変更の平均の面積を一般転用年間許容量として1年ごとの除外面積の基本的な数字として使うことになっております。

そこで問題なのは、この下の、A市とB町というのがありますが、1年目に、A市とB町の除外目的変更による農地減少面積の合計が県の1年間の転用許容量を超えてしまった、この場合は20%増えたと書いてありますが、毎年ごとの転用許容量を超えてしまった場合には、翌年度、全ての市町村が除外目的変更を行う際に20%分の影響緩和措置を求められることとなるというガイドラインになっています。

この要望の趣旨は、10年後に確保すべき農用地の面積目標が決まっているので、翌年に調整するのではなく、地方の実情に応じて裁量を認めるよう求めるものでございます。

これにより、特定の自治体に不利益が生じないと考えられますので、ぜひご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上、ご意見ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

○会長

はい。それでは無いようでございますので、原案のとおりにさせていただきたいと思います。次に5番目、特別支援教育を担う教員の処遇体制及び指導体制の抜本的強化について、でございます。群馬県の津久井さんか

らお願いします。

○群馬県

はい、ありがとうございます。資料 48 ページになります。近年、学校現場におきましては、行動や情緒面に顕著な困難を抱える児童生徒が増加し、その支援ニーズは一層多様化をしております。こうした児童生徒につきましては、現行制度上では原則として通常の学校に設置をされます特別支援学級や通級による指導で支援をする仕組みとなっております、その役割は年々大きくなっているところでございます。こうした状況を踏まえまして、以下の2点について要望させていただきたいと思います。恐れ入ります。資料 50 ページをお願いいたします。

1 点目でございます。現在の特別支援学級の編成は1クラス8人以下と定められておりますけれども、多様な障害特性の児童生徒に対して最適な学びを提供することが難しくなっております。このため、一人一人の特性に応じた学びの機会を充実させる観点から、要望の1点目といたしまして、8人以下と定められている特別支援学級における学級編成の標準の引き下げを行うこと。併せて、教員の不足が生じないように、人材確保対策についても特段の配慮を講じることにつきまして、国に要望をさせていただきたいと思います。

2 点目でございます。51 ページになります。特別支援学校及び特別支援学級の学級担任につきましては、業務の負担や指導上の困難が増している中で、通常学級の担任に支給をされております月額 3,000 円の加算は、特別支援学級等については給料の調整額が支給されているとして、支給の対象外となっております。一方で、表の右側ですけれども、今後、この調整額は現在の 1/2 に段階的に縮減される予定となっております。このままでは特別支援教育に関わる教員の専門性ですとか、業務の困難さに見合った処遇が十分に得られず、特別支援教育を担う教員の確保定着が一層困難になることが懸念されております。このため、要望の2点目といたしまして、特別支援教育に従事する教員に支給されます給料の調整額が縮減されているということを踏まえ、特別支援学校及び特別支援学級についても学級担任加算を行うことについて、要望をさせていただきたいと思います。以上です。

○会長

ただいまの提案につきまして、ご意見等ございますか。神奈川県黒岩さん。

○神奈川県

はい、ありがとうございます。群馬県の提案に賛同する立場から一言申し上げたいと思います。

本県では、障害の程度等に関わらず、すべての子どもがごちゃまぜに同じ場所で学び育つことができるインクルーシブ教育、これを推進しております。ただ、現実問題としては、特別支援学校や特別支援学級等に対するニーズは依然として高いものがあります。

例えば、本県でも特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒数は年々増加しておりまして、昨年度の市町村立小・中学校における特別支援学級の在籍者数は約3万人と、10年前の2倍以上となっております。こうした状況に加えまして、障害の重度・重複化や多様化にも適切に対応できるよう、特別支援教育を担う教員の処遇改善、指導体制の抜本的強化について国に要望することは本県としても重要だと考えております。

本県の特別支援学級における指導体制については、担任だけではなく、教育相談コーディネーターを中心に学校全体で運営し、充実を図ることなどを、市町村教育委員会を通して各学校に働きかけているほか、今年度から、特別支援学校の教員については、年2回の採用試験を行うなど、教員確保の強化にも取り組んでおります。

また、処遇面においては、国では学級担任加算の対象外としている公立小・中学校の特別支援学級の担任についても県独自に対象とするなど、教員の定着に向けた取組も実施をしております。

このような特別支援学級等の体制強化に加えて、本県では、特別支援学校に在籍する医療的ケア児への対応にも力を入れております。具体的には、救急救命士の資格を持つ事務職員を独自に配置しており、必要な研修を修了した上で、校内で痰の吸引などを行っております。さらに医療的ケア児の通学支援としては、スクールバスにおいても救急救命士のさらなる活用が可能となるようにしたいと考えております。救急救命士というのは、制

度ができて今年で 35 年になるのですが、30 年経ってやっと医療関連資格として位置づけるようになりましたが、まだそれは十分ではなく、何とかして、学校の中でもしっかりとナースと並び立つような形で、いろんなことをやっていただきたいのですが、いろんな制限がある。スクールバスに乗ってもいいのですが、ナースが乗っていなければ駄目だというふうな規制がいっぱいあります。こういった規制緩和、救急救命士の活用といったものを、しっかりとこれから進めていく必要があると私は考えております。

今後も、支援が必要な児童・生徒の多様なニーズに柔軟に対応していくためには、ご提案のとおり、特別支援教育を担う教員の処遇改善や指導体制の強化、これが必要と考えています。以上です。

○会長

ありがとうございます。他にもございませんか。はい。それでは無いようでございます。ただいま、神奈川県黒岩さんから課題が指摘されましたが、課題の解決に向けましても、我々協力して取り組んでまいりたいと思っています。

次に 6 番目、県立高等学校等における生徒の就職支援に係る財政措置等について、埼玉県さんからお願いします。

○埼玉県

どうもありがとうございます。私の方からは県立高等学校における生徒の就職支援に関わる財政措置等に関して、ご説明をさせていただきたいと思います。

資料をご覧くださいと思います。現状と課題にありますとおり、職業安定法第 27 条の規定に基づき、県立高等学校などの校長は求人・求職の申し込みの受理や求職者の求人者への紹介など公共職業安定所所長の業務の一部を分担しております。この分担は校長の同意もしくは要請によることとなっていますが、実際には公共職業安定所の職業紹介の体制から、実情として学校に分担することが前提となっており、実質的な委託業務となっています。

埼玉県内のある工業高校を例に挙げると、学校に届く求人票の整理、生徒への提供といった事務作業は年間に約 5,150 件に上るほか、応募書類の

取りまとめなども年間約 130 件発生しており、教育現場に多大な業務負担を生じせしめておりますが、他方でこれに対して十分な財政措置等は講じられておりません。

また、現在、厚生労働省が提供する就職情報システム「高卒就職情報 WEB 提供サービス」いわゆる高卒WEBは、生徒自ら求人情報を検索・比較する用途に適していないなど、運用上の課題があります。高卒WEBの改修には、相当の期間を要する見込みがあり、教育現場では利便性の高い民間サービスを利用せざるを得ない状況にあります。提供される情報には偏りがあるという課題もあります。

こうしたことから、検討の方向性にお示ししたとおり、本来は公共職業安定所が担う業務を教員が担っていること、また教員も非常に多忙な状況であります。こうしたことにかかる費用については、全額国の負担とするべきであり、支援を行う十分な高等学校就職支援教員、いわゆるジョブ・サポート・ティーチャーの配置も必要であります。早期の高卒WEBの改修等による就職支援の充実や、民間サービスにおいて公平な情報提供の確保が必要であります。

資料 2 枚目ですが、次の 2 点について特段の措置を求めるよう国に要望したいと思っています。

1 点目として、職業安定法第 27 条の規定に基づく業務分担の費用については、国が全額負担すること、また、全額負担に至らない場合は、その不足分をジョブ・サポート・ティーチャーの定数拡充により適切に補充すること。2 点目、高校生の就職に関して就職支援の充実や教育現場の負担軽減を図るため、早期に、高卒WEBの改修又は新たなシステムの構築を行うこと。その際、1 番目、求人票を容易に検索・比較検討できる機能など、生徒にとって利便性の高いシステムとすること。2 番目、指定校求人を含む求人票や企業との連絡調整をデジタル化し、教員の事務負担を軽減するシステムとすること。3 番目、多様なデバイスに対応したシステムとすること。4 番目、高卒WEBの改修等が完了するまでは、実情として利用が進んでいる民間サービスを国として推奨するとともに、推奨する民間サービスにおいては、雇用側が支払った金額に応じて、就職側が受け取る情報に差がつかないように適切な支援を行うこと。以上、4 点です。よろしくお願いいたします。

○会長

はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの説明についてご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。はい、長野県。

○長野県

ご提案の趣旨には全面的に賛成するものであります。

この、職業安定法 27 条の学校長の同意を得て、又は要請により公共職業安定所の業務の一部を分担している件、これは例えば、私たち都道府県が市町村等に出す間接補助金の業務も、補助金適正化法の中でも同じような規定があつて、我々知事が同意した上で、色々な業務をやっていることになっているが、例えば市町村への補助金事務を長野県はやりませんとなると市町村が困ってしまいますので同意しています。

これは、学校長も同じように同意しますかと言われて、やりませんとすると生徒は困るから、みんな同意すると思います。法律の建前は、一応は当事者の同意を得るという形になっていますが、事実上ほとんど拒否権がないということが、色々な分野で国と地方の関係ではあると思っています。

問題提起ですが、そういう問題について、関東地方知事会内、全国知事会内で、少し整理をしていくということも今後必要ではないかと思っています。そういう意味で、このご提案については賛成でありますし、国と地方の関係の観点からも、掘り下げるべき点があるのではないかということで発言させていただきました。以上です。

○会長

埼玉県大野知事、どうぞ。

○埼玉県

まったくそのとおりだと思います。

ただその一方で、教員の働きすぎとか、この改革の問題が 1 点。もう 1 つは結果としてどうなるかということ、就職担当の先生が新しい情報を仕入れることができない。要するに手を伸ばせないの、結果として 20 年前と同じところにずっと紹介するとか、あるいは 1 社しか紹介できない。こ

れ、しないのではなくて、結果として高校生が選ぶ選択肢がなくなってしまうという現実の問題として、全くどちらが正しいか別として、学校現場で子どもたちが一生の職業を選ぶ、人生を選ぶときにそういう状況を強いられてしまっているということを、ぜひ私からも付け加えさせていただきたいと思います。

○会長

他にありませんか。今、追加の説明がありましたけれども、こどもたちの将来の芽を摘みかねない制度でもあるし、同意制度というものが、今の時代に必要なのかという議論が必要だという話がありました。関東地方知事会として、このテーマについても、今後、議論を深める機会を持てるというふうに思います。それでは、提案のとおりでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

次、千葉県から匿名・流動型犯罪グループ等の特殊かつ広域的な犯罪への対策強化について、熊谷さん、説明をお願いします。

○千葉県

はい、ありがとうございます。千葉県からは、匿名・流動型犯罪グループ等の特殊かつ広域的な犯罪への対策強化について、国に要望することを提案いたします。

千葉県の資料1ページ目をご覧ください。近年、匿名・流動型犯罪グループいわゆる「トクリュウ」による特殊詐欺や侵入窃盗、自動車盗難等の事件が全国的に増加をしております。特に特殊詐欺の被害は深刻でありまして、SNS型の投資詐欺・ロマンス詐欺を含まない昨年中の特殊詐欺の被害額は、千葉県では約73億円、全国では約1,414億円となっており、一昨年と比較をいたしますと千葉県が約2.5倍、全国で約2倍と大幅に増加をし、いずれも過去最悪となっています。

このトクリュウによる犯罪は、海外の犯行拠点から匿名性の高い通信手段を用いて犯罪を実行させたり、マネーローンダリングに暗号資産を用いるなど、情報通信技術等の進化に合わせて日々巧妙化をしております、上位被害者の追及や犯罪組織の実態解明が極めて困難な状況にあります。このような情勢の中で、トクリュウ対策をより一層強力に推進をしていくために

は、高度な機能を持つ捜査資機材の整備・拡充や、全国の警察間での捜査情報の迅速な共有が不可欠であります。

資料の2ページ目をご覧ください。しかしながら、現状、県警では、トクリュウ対策に必要となる高度な機能を持つ捜査資機材が不足をしています。具体的には3点で、1点目として、携帯電話機等のデータ解析・分析機器の導入を進めておりますが、情報技術の進歩に伴う解析件数の増加や分析データの肥大化、複雑化に対応するには、機器が高価で十分な確保が難しいこと。2点目として、トクリュウの資金獲得に悪用されている暗号資産に関して、被害金の保全、被害の拡大防止及び被疑者情報を判明させるため、タイムリーに取引情報を分析できる暗号資産追跡ツールの導入をしています。3点目として、トクリュウに関わる特殊詐欺や自動車盗難などの捜査における客観的証拠となる画像を収集するためには、昼夜を問わず、被疑者の顔つきや車両ナンバー等を識別できる性能を有した高感度カメラの拡充が必要になります。これらに加えて、トクリュウによる犯罪は広域に及びますので、県警等が保有する有用な捜査情報や分析データを、迅速に全国で共有して連携を図ることが、被疑者の検挙のために重要であります。しかし、現状の全国警察間での捜査情報共有システムは、共有できる捜査情報等に限りがあるため、連携して捜査にあたるための全国規模のサーバやシステムを構築する必要があります。

資料3ページをご覧ください。以上のとおり、携帯電話機等のデータ解析・分析機器や暗号資産追跡ツール、高感度カメラなど高度な機能を持つ捜査資機材の整備・拡充、有用な捜査情報等を迅速に共有できる全国規模の大容量サーバやシステムの構築等を進める必要があります。一方で、これらの機器、システムは県警が単独で調達することには財政的に限界がありますし、またそもそも機器自体、全国共通又は類似のものであることが多く、さらには県警等の管轄区域を超えて行われる犯罪が増加していることを踏まえると、国において一括調達することが効果的かつ合理的であります。

資料4ページ目をご覧ください。そこで千葉県からは次の2点を要望いたします。1つ目が、トクリュウの壊滅に向けて、県警等における捜査で必要となる組織の実態解明や被疑者の追跡に係る機器の整備・拡充を図る

こと。また、県警等で捜査の分析データなどを共有できるシステムを構築した上で配備をすること。2つ目に、トクリュウによる犯罪に限らず、技術の進歩に応じた捜査や業務を遂行するために必要な機器、システムなど、全国的に配備すべきものなどは、国において財政負担をした上で一括調達すること。

以上、匿名・流動型犯罪グループ等の特殊かつ広域的な犯罪への対策強化について、国に要望することを提案いたします。千葉県からは以上です。

○会長

はい。千葉県からのご提案につきまして、ご意見がありましたらお願いいたします。はい、長野県。

○長野県

はい。全面的に賛成するものであります。

本県においても、このいわゆる特殊詐欺の認知件数、被害額ともに大幅に増加をしているところでありますし、また、暗号資産の活用等がだんだん巧妙になっておりまして、暗号資産の追跡システム等をしっかり整備していけないと対応できないという状況であります。

先ほどから国と地方の関係性の話をさせてもらっていますが、都道府県警察という制度の中で、今回、警察庁もすごく問題意識を持って取り組んでいます、予算要求は頑張って都道府県警察がやってねというのが今の実情となっているので、全国的に統一すべきものは、やはり警察庁でもっと頑張ってねと応援する意味も込めて、しっかり提案をしていくということが必要ではないかと思っています。先ほどの、国の責任で取り組むべきものは、分権の時代とはいえ、やはり国が責任を持ってやるということ、我々としても後押しするということも必要だと思いますので、そういう観点からも、賛成をさせていただきます。ありがとうございます。

○会長

他にありますか。はい、神奈川県。

○神奈川県

神奈川県も全面賛成したいと思います。

つい先日、神奈川県の高校生が他県で非常に凶悪な犯罪を犯したということを受けて、大変なショックを受けているところです。未だにどういう構図なのかということがはっきり見えない。夫婦が出てきたけど、その夫婦自体が、今、否定しているという状況の中で、その上にも誰かいるのかと。全体の構図はなかなか見えないという、非常に複雑な新たな犯罪の形態だと思いますけども、こういうものを撲滅するには、やはり広域的に警察が連携していくということが非常に求められている。

そんな中で、先ほど、阿部知事の方からもお話をご紹介いただきましたけれども、地方制度調査会の中で、特別市という問題が出てきておりました。特別市は県からその政令市が独立するということになりまして、そうすると、警察がまた分割されるということですね、こういった大きな犯罪の捜査の流れに逆行ということでもありますので、こういったあたりも目配りをした上で議論をいただきたいと思います。以上です。

○会長

私の方からも申し上げます。我が県で発生した事件については尊い命が失われまして、改めて、ご冥福をお祈りしたいと思います。この事件を重く受けまして、5月19日に県、栃木県市長会、それから町村会、三者連名で防犯対策の強化について緊急アピールを発出したところでございます。各都県におかれましても、防犯アプリの活用、住宅への防犯機器の設置促進等に、取り組まれていると思いますけれども、改めて、1都9県で連携しながら、熊谷さんからご提言をいただきましたこの件も含めて、一層、強化に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、案のとおりとさせていただきたいと思います。

次に、伝統的工芸品の産業の振興について、神奈川県黒岩さんからお願いいたします。

○神奈川県

ありがとうございます。本県からは、伝統的工芸品産業の振興についてお話させていただきます。会議資料64ページをご覧ください。まず「1

提案の背景」であります。伝統的工芸品は、伝統的な技術や原材料によって製造される製品であります。近年、伝統的工芸品産業は縮小傾向にあり、下のグラフのとおり、直近 20 年で生産額は約 1 / 3、従業員数は約 1 / 2 と、低迷しております。

伝統的工芸品の技術・技法は一度途絶えてしまいますと、復活させることが困難であるため、より一層の振興に取り組んでいく必要があります。次のページをご覧くださいと思います。

「2 現状と課題」であります。まず「課題 1 国内需要の減少」についてです。伝統的工芸品産業は国内需要の減少に伴い生産量も減少し、それによって産地組合や事業者の生産・人員体制が弱体化するという、悪循環が生じております。こうした状況を打開するためには、新たな需要の開拓が必要であります。しかし、体制が弱体化している事業者等が主体的に需要開拓に取り組むことは困難でありまして、伝統的工芸品産業の持続的な発展のためには、国が主体となった取組が重要であります。そのため、稼げる産業に転換するための時代を先取りしたビジョンの明示ですとか、海外展開や新商品開発等、販路拡大に向けた一層の支援が必要であります。

次に「課題 2 原材料・用具の不足」であります。伝統的工芸品の製造には特定の原材料や用具が必須となります。しかし、近年、伝統的工芸品の原材料や、製造に必要な用具の調達が困難になっており、その背景には原材料の枯渇や、後継者不足等によって、原材料や用具を生産・製造する事業者の体制が弱体化していることが挙げられます。そのため、原材料や用具を生産・製造する事業者に対する支援など、安定的な供給に向けた取組が必要となっております。

次のページをご覧ください。「課題 3 地方自治体等による支援のバラツキ」であります。伝統的工芸品産業は地域に根ざした地場産業であり、地方自治体や関連する民間事業者も振興に向けて取り組んでいます。例えば、地方自治体は、独自の補助金や指定制度等、地域の実情に応じた支援を行うことで、伝統的工芸品産業の振興に重要な役割を果たしております。しかし、地方自治体は厳しい財政状況の中で支援を行っており、その内容は各地域によってバラツキがあります。そのため、国全体で伝統的工芸品産業を振興するには、国と地方自治体が連携した工芸品産業の持続的な発展に向けた支援が必要であります。

これらの課題に対応するため「3 提案内容」記載の4点を提案いたします。「1 伝統的工芸品産業が稼げる産業に転換できるよう、時代を先取りしたビジョンを示すこと」、「2 伝統的工芸品のさらなる販路拡大につながる支援を強化すること」とりわけ「KOUGEI EXPO」など、伝統的工芸品の普及を目指す取組を強化すること」、「3 安定的な原材料等の確保に向けた取組を強化すること」、「4 伝統的工芸品の振興を行う地方自治体、民間事業者に対して、工芸品産業の持続的発展に必要な支援を行うこと」、以上4点について、関東地方知事会として国に対して提案することに、ご賛同いただきたいと思います。

次のページをご覧ください。最後に、11月7日から9日の3日間、パシフィコ横浜で開催する「KOUGEI EXPO in KANAGAWA」について併せてお伝えさせていただきます。このエキスポは、伝統的工芸品に対する国民の理解とその一層の普及を目指しており、毎年開催地を変えて全国各地で開催されているものでありまして、本県では初開催となります。「KOUGEI EXPO in KANAGAWA」では、キャッチコピーを「つくる人に、物語がある。つかう人に、物語が生まれる。」としまして、伝統的工芸品の職人たちの物語が来場者に伝わる展示を行います。また、「KOUGEI EXPO in KANAGAWA」の4カ月後に開幕する「GREEN×EXPO 2027」と連携した企画も実施するなど、皆様に大いに楽しんでもらえるエキスポを目指してまいります。今回のイベントを契機として、伝統的工芸品の認知度向上や、新たな購買層を獲得し、産業の継続的な発展に繋げていきたいと思っておりますので、機運醸成へのご協力を何卒よろしくお願いいたします。以上です。

○会長

ありがとうございます。それではご意見等ありましたらご発言願います。

先ほど、海外展開のお話が黒岩さんからありました。栃木県も座敷簀の製作者や工芸品店が何軒もあり、ヨーロッパの皇室から注文が入ったということを知りました。海外では興味を持ってくれる人がいるので、海外展開は、事業を継続するための一つの考え方と改めて思いました。

さらに、この「KOUGEI EXPO in KANAGAWA」について、初めて存在を知りました。もっと情報共有しながら、各都県で伝統工芸品を出品しあえるような仕組みを作り、海外も視野に入れて応援をする、そんな体制ができ

たら良いと思いました。

是非、各都県に担当部署の方がいらっしゃいましたら、横の連携を取らせてもらい、勉強会や、各県への出店などを相互に行っていきながら、販路の拡大につなげられることが出来たら良いと思った次第でございます。ご意見ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

○会長

それではすみませんが、黒岩さん、栃木県も乗りますので、担当部署の職員での連絡会議を作って、振興策をまとめることができればと思います。

各都県に照会させていただきますので、その時はぜひご協力をいただければありがたいと思います。

では、神奈川県提案については、提案のとおり決定させていただきます。

○会長

9 番目、大規模災害時における外国人観光客等の広域避難について、山梨県から説明をお願いいたします。

○山梨県

はい。山梨県から、大規模災害時における外国人観光客等の広域避難のあり方について、提言させていただきます。

ご案内のとおり、インバウンド観光客の増加が見込まれます中、大規模災害時における帰国支援というのは大変重要な課題になってくると考えます。しかし、現時点では制度や対応方針が十分に整っておらず、かつ地方自治体だけではなかなか対応が難しい面もございます。このため、5 点提案したいと思います。

まず、1 点目は関係機関の総合調整についてです。県域を越える広域の避難誘導や移送の調整は、個々の自治体だけで迅速な対応は困難です。この点について、国の総合調整機能の強化を求めます。

2 点目、駐日大使館等との連絡体制の構築についてです。広域の避難誘

導、あるいは被災地からの移送は駐日大使館等との連携が不可欠であります。従って、平時から国を通じた協力体制の構築を要望するものであります。

3点目、一時滞在施設及び輸送手段の確保についてです。帰国支援に必要となります一時滞在施設あるいは宿泊先、さらには輸送手段の確保、宿泊費や移送費への財政措置費用負担の枠組みの整理を求めたいと思います。

4点目、迅速かつ正確な情報伝達手段を構築する必要があります。災害時の不安や混乱を防ぐため、多言語での正確な情報発信と、関係機関の円滑な情報共有を支える、実効性のある情報伝達手段の整備を要望するものであります。

5点目、最後に、以上のことを円滑に実行していくため、必要な法令ガイドラインの整備を求めたいと思います。例えば、空港や港湾の機能停止によりまして、帰国が長期化する恐れがあります。このため、自治体が現場で円滑に対応できるよう、例えば、帰国支援のオペレーションにかかる輸送費ですとか、施設運営費、宿泊費が災害救助法に基づく国庫負担になることが明確化されるなどの帰国支援にかかる法令あるいはガイドラインの整備を要望したいと思います。

大規模災害時におきましても、外国人観光客の安全を確保し、円滑な帰国を支援することは、我が国全体の信頼を維持する上で極めて重要であります。国と自治体が連携しながら、実効性のある広域的な避難体制の構築に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○会長

はい。それではただいまの提案につきまして、ご意見がありましたらお願いいたします。はい、東京都お願いします。

○東京都

はい。ただいまの山梨県提案に賛成いたします。大規模災害においては、外国人観光客がますます増えている中において、いかに情報伝達するかということはとても重要でございます。コロナの時も色々工夫をしながら、お伝えするというのを重ねてまいりました。

また、外国人旅行者に対しては、今、お話ありましたけれども、大使館との連携で、例えば東京都ですと、都の防災X（エックス）を広く周知したり、また電子版の防災ガイドブックを作って、発災時にとるべき行動を周知するようにいたしております。また、観光関連事業者向けのマニュアルも改定をするなど工夫をしまして、外国人旅行者に適切に、どこへ避難しましょう、どうしましょう、どういう対応が必要ですか、ということなども、お伝えするようにいたしております。

よって、国に対して、訪日外国人旅行者などに向けた防災情報の発信の強化などを要望するというのは重要だと考えております。また、県境を越えた広域的な連携が必要だと思いますので、関東地方知事会としての要望をお願いしたいと思います。

○会長

ありがとうございます。はい、黒岩さん。

○神奈川県

はい。山梨県の提案に賛同する立場から一言申し上げたいと思います。

本県におきましても、外国人観光客を含めた帰宅困難者の対応は重要な課題と認識しておりまして、県内の地震被害想定調査では、首都直下地震が発生した直後に帰宅困難となる観光客数は約 45 万人、そのうち外国人観光客は約 1 万 4 千人と想定しております。

こうした中、県では外国人観光客等の帰宅困難者の避難対策を地震防災戦略の重点施策に位置づけており、市町村、民間事業者等と連携して取組を進めております。具体的には、帰宅困難者一時滞在施設として、県内約 500 施設で帰宅困難者を受け入れる体制を整えているほか、水やトイレ、休憩場所などを提供する災害時帰宅支援ステーションとして、9,000 店舗を超えるコンビニエンスストアやファミリーレストランなどと連携協定を結んでいます。また、外国人観光客が災害時必要な情報を容易に収集し、適切な避難等の行動を取ることができるよう、観光庁監修の災害時プッシュ型情報発信アプリ「Safety_tips（セーフティーチップス）」を県の外国語観光情報ウェブサイトで周知し、利用を促しております。このほか、観光施設や宿泊施設等の観光事業者に対して、外国人観光客の誘導等の適切

な対応ができるよう、災害対応マニュアルを作成し周知するなど、観光客の安全安心の確保に取り組んでおります。

本県では、関東近郊における大規模災害に備え、外国人観光客を含めた帰宅困難者対策を進めていますけども、都道府県域を超える広域的な対応が求められるため、国によるリーダーシップを期待したいと思います。以上です。

○会長

他にございますか。はい、千葉県。

○千葉県

私ども、成田空港が存在しておりますので、成田空港に関して、昨年の国際線の外国人旅客数 2,390 万人で、2 年連続過去最高でございました。大規模災害時には空港機能の回復状況に応じて、多くの外国人観光客等の出国経路になると思っております。そのために国の司令塔の下で、近隣都県と連携して、広域的な避難誘導、それから移送の調整、これを迅速、的確に行う体制を構築しておくことが有効であると思っておりますので、山梨県のこの提案要望に賛同したいと思っております。

加えて、成田空港や周辺市町における滞留を防いで過度な支障が生じないようにする必要があると思っております。国において、山梨県さんの提案にあるとおり、関係機関を統括する総合調整が必要だと思っておりますし、制度設計にあたっては、国際空港を持つ自治体に対して、計画的な移送の調整であったり、自治体が開設する滞在施設の確保への支援について配慮いただくことを要望いたします。以上です。

○会長

はい、他にありませんか。それでは、賛同する声が相次ぎました。山梨県提案のとおり決定させていただきたいと思います。

次に、10 番目、台風等による風水害への対応について、静岡県からお願いします。

○静岡県

はい。それでは静岡県から、台風等による風水害への対応について提案をさせていただきます。本県では令和7年9月の台風15号に伴う大雨や竜巻によりまして、県全体で2,390棟の住宅被害が発生するなど、各地に大きな被害が生じました。特に竜巻については、これまで日本で発生したことのないような巨大な竜巻被害が発生しました。これについて、災害対応で様々な不備を確認できましたので、そのことについて是正の対応をお願いしたいと思います。

1点目、被災者生活再建支援法の適用区域の不均衡の解消について、でございます。74ページの資料の左側を見ていただきたいと思います。現行の被災者生活再建支援制度につきましては、適用単位が市町村になっておりますので、令和7年台風15号におきましては、牧之原市は法が適用されましたが、隣接する吉田町では法が適用されないという事態が起きました。そこで、法の適用を受ける市町村が1つでもある場合は、同じ災害で被災した全ての市町村に法の適用をするなど、適用区域の不均衡の解消を要望いたします。同じ竜巻被害を受けたわけですから、ぜひ、不均衡が出ないようにしていただきたいと思います。

2点目、風害に係る住家被害認定調査の簡易判定基準の策定についてです。牧之原市や吉田町では、竜巻による風害により多数の住家被害が発生したため、県では被災市町と連携して被害認定調査に当たってまいりました。しかし、水害や地震の被害認定調査におきましては、外観調査時の、簡易判定基準というものがありますけれども、風害にはこれがないものですから、調査に大変多くの時間を要することになりました。このため、風害においても、外観の被害程度によって迅速に判定できるよう、簡易な調査方法の策定を要望いたします。

3点目、災害救助法における生活必需品の給与又は貸与の対象品目拡大についてです。現行の災害救助法では、エアコンや冷蔵庫などの家電製品が給与や貸与の対象外となっておりますが、近年の猛暑や現在の生活水準を踏まえると、これは必需品というふうに思います。令和7年台風15号では、県独自にこれらの貸与を行いました。被災者の健康管理や衛生管理の観点から、これらの家電製品についても、災害救助法における生活必需品の給与又は貸与の対象品目としていただくよう要望いたします。

4点目、局地激甚災害指定基準の緩和についてです。中小企業の局地激

甚災害指定基準は昭和 43 年の施行以来改正されておらず、公共土木施設や農地等の災害復旧事業が激甚災害指定基準に該当する場合でも、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例については、局地激甚災害にさえ指定されないことがございます。被災した中小企業へ手厚い再建支援を実施するため、局地激甚災害の指定基準を緩和するよう要望をいたします。以上でございます。

○会長

はい、それでは千葉県。

○千葉県

静岡県の提案に賛同いたします。

我々千葉県は、平成 25 年に同じような立場を経験しておりまして、当時の竜巻は、茨城県から千葉県野田市を通って、そして埼玉県へと抜けていく竜巻災害でした。他県のそれぞれの市町村では、この被災者生活再建支援法が適用されたのですが、千葉県の野田市に関しては全壊世帯が一世帯のみということで、支援法が適用されなかったという経緯がございました。あまりにこれは不公平だろうということで、千葉県の方で、この支援法と同水準の支援事業を創設して、現在も継続されておりますが、本来これは、国において一元的に公平に取り扱われるべきものだと思っております。

それから我々、令和元年に房総半島台風がございましたが、あの時に膨大な数の家屋等や屋根が吹き飛んだ際に、私ども千葉県が要望して、災害救助法の対象が拡大された結果、風害による損害割合が 10%未満である一部損壊を簡易判定する基準が追加されて、これは、復旧復興にあたっての非常に大きな後押しとなりました。静岡県が希望される、損害割合 10%以上 50%未満に該当する準半壊から大規模半壊を簡易判定する基準は、現在策定されていない状況でありますので、必要性は十分私どもも認識するところであります。

さらに、激甚災害の指定基準について、公共土木施設や農地等の被害が本激指定されるような災害においても、中小企業の被害は局激指定すらされないという事例は、今後、我々千葉県や各地でも起こりうるというふう

に考えております。

以上のとおり、被災者や被災事業者などへの支援制度の充実強化、さらには住家被害認定をはじめとする自治体の実務が迅速に進むように、国による支援強化を要望する内容に賛同するものであります。以上です。

○会長

他にありませんか。はい、埼玉県。

○埼玉県

はい、ありがとうございます。賛成の立場でお話をさせていただきます。

先ほど、熊谷千葉県知事からお話がありました竜巻は千葉から埼玉に来たわけですから、埼玉で引き上げようかなと思っております。その時、実は越谷市に入ってきて、それから松伏町に行きました。ところがこれが一直線に行くのですが、越谷市の方は住家全壊世帯数が基準を満たしたと、ところが松伏町に抜けて1軒だけ潰れました。そうすると、隣り合う市町境で、こっち側にあるところは潰れても一銭も出ない、こういう状況が実際に発生をいたしました。埼玉県も千葉県と同じように、埼玉県・市町村被災者安心支援制度というのを創設して、平成26年4月から再建支援法が適用されない全壊世帯等に支援金を支給することといたしましたが、これは制度上の不備だというふうに考えておりますので、全面的に賛成をしたいと思っております。

また、最後の局地激甚災害指定基準、中小企業につきましては、内閣府によりますと、令和3年から7年の過去5年間で激甚災害指定があったのは22件であります。そのうち公共土木施設等及び農地はそれぞれ20件ずつでありますけれども、中小企業はその半分の約10件であります。被災した中小企業に十分な支援が行われないと早期の事業再開が行われないうち、今の状況だと廃業まで検討するという状況になりますので、局地激甚災害の指定基準の緩和については私も有効だと考えており、賛成をさせていただきます。以上です。

○会長

それでは、この点につきましては、全国知事会の危機管理・防災特別委

員会が被災者生活再建支援制度の条件緩和について、毎年国に要望しているところがございます。しかし、国と地方の相対での協議は行われてはいないという状況です。そして、熊谷さんから話がありましたように、令和元年東日本台風以降、この制度は中規模半壊まで対象が拡大になったところでございますけれども、今お話がありましたように不公平だという意見がたくさん出ておりまして、栃木県もダウンバーストとか突風とかで屋根がなくなったみたいな話があるのですが、対象にはなっておりませんので、市町からもこのような要望が出ているところがございます。

そこで、今日は（全国知事会）会長の立場でも出席されております阿部長野県知事ですけれども、危機管理・防災特別委員会で、国と協議するということはできないのでしょうか。

○長野県

できないということはないと思いますが、長野県も過去の災害において、今ご指摘があったように、非常に地域によって差が出てしまうということのカバーするために、県単独で補完する制度を作ってきました。どこまで国の制度としてやって、きめ細かいところは地域でどこまでやるかという論点もあろうかと思いますが、全国知事会全体での課題として受け止めてさせていただきますが、財源をどうするかということも含めて、しっかりと検討していくことが必要であると思っています。

○会長

ありがとうございます。痛し痒しで、拡大しても都道府県で多額の負担が出てくると、これもまた問題かもしれませんので、それらも含めて知事会として、このテーマについて、危機管理・防災特別委員会も含めて議論をしていただきまして、国との協議に臨むことも視野に入れて、議論を深めてもらいたいと思いますので、（全国知事会）会長、よろしくお願いいたします。

それでは、原案のとおり決定させていただきたいと思います。

それでは、持続可能な食育処理体制の確保につきまして、長野県さんお願いします。

○長野県

はい。ありがとうございます。私どもの方からは、食肉の処理体制のあり方について、ぜひ国にしっかり問題意識を持って動いてもらいたいという観点からの提案であります。

今、食肉処理施設、全国どこを見ても建て替えの時期を迎えている、あるいは、なかなか施設運営が厳しい状況になっているところが多くなっていると思っています。実は、本県も松本市にある食肉処理施設を新しい施設に建て替えていこうという議論があったのですが、非常に建設費も高騰している、また、これは民間の施設なのですが、県としての公費を投入しても造ってはどうかということで検討したところ、なかなか採算が取れる目処が立たないということで、最終的に移転・新設の計画を断念して、施設を閉鎖するという決定がなされました。

これに伴って、実は、そこの施設で処理していた牛や豚については、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、山梨県の施設で、一定頭数を分散して処理していただくという形で、調整をさせていただいているところですが、食肉処理施設において、なかなか採算が取りづらく、新設や維持していくことがままならないという状況をこのまま放置しておく、日本の食肉システム全体が麻痺してしまう、畜産農家あるいは消費者が困るということにつながってしまいかねないという問題意識を持っています。ぜひこの問題については国においてしっかり問題意識を持って、取り組んでいただくことが必要ではないかと思っています。

提言の内容は2つであります。

1つは、現実的に畜産農家が減少している中で、各施設に必要な処理頭数の確保も困難になってきている事例もございます。そういう意味では、今後、広域的な処理体制の構築、あるいは施設間の連携、こうしたものについて、国が積極的に関わっていくことが必要であると思っています。国は酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を示していますが、ここでは都道府県等も主体となって地域の実情を踏まえて対応していく必要があるとされています。そもそも昔は、どこでも市町村が主体で食肉処理施設を運営していましたが、もう市町村ではなかなかやれないので、かなり多くの県が、公設公営だったり公設民営だったり、あるいは出資を増やしたりして関わってきています。しかしもはや都道府県レベルではな

くて、国全体でしっかり考えていただく状況に至っているのではないかと
いう問題意識がございます。

もう1つは、最適な食肉供給システムのあり方を、ぜひ国において考え
ていただきたいと思います。本来、食肉流通は経済活動であるので、税金
を色々な形で投入しなくても回るようにしていかなないと、持続可能性がな
いのではないかと考えています。どこの食肉処理施設も、施設面や運営面
など色々な形で税金を入れている。そしてまた地域によって、取り組み方
が一定してない、バラバラだというのが今の実態であります。そういう意
味では、この生産から加工、流通、販売、消費に至る食肉流通全体の中で、
どういう人たちがどういう費用を分担していくのかということを、しっか
り考えていかないと、持続可能なシステムは構築できないと思います。国
が主導して全国的な議論を進めていっていただきたいと思います。

加えて、広域的な対応になりますので、運搬距離も増えていきます。こ
うした広域流通を前提とした、支援策も国において考えていただきたいと
考えています。

なお、提言とは別の話になりますが、災害時に食肉処理施設が被災した
ようなときには、他の施設にお願いするという形になる状況がありますが、
これは事前に協力、連携について話し合いをさせていただいて、できれば
連携協定をあらかじめ締結しておいて、特定の施設に集中しないで、広域
に分散していけるようなことも考えていくことが必要ではないかと思っ
ています。

この辺については、今後、本県から、食肉関係の担当者の会議等で、問
題提起をさせていただきたいと考えていますので、一緒にご検討いただけ
ればありがたいと思います。以上でございます。

○会長

災害あるいは緊急時等の支援体制については、長野県が事務局になり、
各県に声をかけて、仕組みを作っていければというような話でしたので、
お願いします。では、提案の内容につきまして、ご意見がありましたらお
願います。

はい、無いようでございますので、提案のとおりさせていただきたい
と思います。

○会長

12 番、道路の整備促進につきましての共同提案です。私の方から説明いたします。

資料 78 ページをご覧くださいと思います。各都県に係る道路の整備促進をはじめ、高速道路網の有効活用、高速道路等の適切な管理や機能強化の推進、重要物流道路に係る地方公共団体への支援などを求める提案・要望でございます。それでは、この項目につきましてご意見等あれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(異議なし)

○会長

無いようですので、原案とおひ提案要望していきたくと思ひます。以上をもちまして、提案要望事項の協議を終了いたします。

ただいま協議されました提案要望の事項につきましては、政府等関係各方面に対しまして、実現のための要請活動を行うこととしておりますので、各都県の皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

○会長

続きまして、協議事項(2) 前回提案・要望事項の措置状況の報告でございます。

昨年度の秋会議で決議しました提案・要望事項の措置状況につきましては、資料 98 ページ以降のとおりでございます。内容につきましては、後ほどご確認いただければありがたいと思ひます。

○会長

次に、協議事項(3) 令和 7 年度関東地方知事会歳入歳出決算案について、事務局から説明をいたします。

○事務局長

はい。令和 7 年度の歳入歳出決算ではありますが、資料 109 ページに記

載のとおりでございます。詳細は 110 ページ以降に記載しておりますが、幹事会で協議させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。なお、4 月 30 日及び 21 日に、本年度監事を担当してまいります、千葉県、静岡県、それぞれの監査を受けまして、適正である旨の監査結果をいただいております。説明は以上であります。

○会長

はい。ただいま説明がありました決算案についてご意見がありましたらお願いいたします。

(異議なし)

○会長

それでは無いようでございますので、令和 7 年度決算案につきましては、原案のとおり承認したいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、「4 その他」ですが、第 2 回秋会議の開催日及び開催場所について、事務局から説明をいたします。

○事務局長

次回、第 2 回会議は、10 月 28 日、栃木県内での開催を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○会長

ぜひご都合を付けていただきまして、皆様方のご来県をお待ちしております。

その他、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。はい、神奈川県お願いします。

○神奈川県

はい、ありがとうございます。机上に配布しております資料を見てくださいと思います。来年 3 月から 9 月にかけて、神奈川県横浜市で開催される「GREEN×EXPO 2027」についてお話しさせていただきたいと思いま

す。

（タイトルが）「GREEN×EXPO 2027～1都3県初の“万博”開催～」となっている資料の2ページ目をご覧ください。「GREEN×EXPO 2027」のテーマは「幸せを創る明日の風景」でして、100ヘクタール、東京ディズニーランド約2個分という非常に広い会場は、1000万株という圧倒的な規模の花と緑に彩られまして、その季節にしか味わえない自然豊かな空間を楽しんでいただけます。さらに、グリーン社会を実現する先端技術が展示されるなど、花や緑との関わりを通じて、自然と人が共生した持続可能な本来の姿を発信するイベントであります。まさに国を挙げた国家的プロジェクトでありまして、皆さんも含め、全都道府県から出展いただけることについて承知をしております。

3ページ目、4ページ目をご覧くださいと思います。神奈川県も「Vibrant INOCHI Forest かながわ館」として出展いたします。メインテーマとして「“Vibrant INOCHI” 一人ひとりの“いのちが輝く”」をテーマに掲げ、パビリオンには参加型のシアターを設ける予定にしております。さらに、屋外庭園では、大阪・関西万博のシンボルであった大屋根リングに使用されました木材を花壇やデッキで再活用します。また“Vibrant INOCHI”を来場者にわかりやすく発信するオリジナルミュージカルの上映も予定しております。

5ページ目をご覧くださいと思いますが、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けて、神奈川県で様々な機運醸成の取組を行っております。例えば、トウUNKトウUNKってというのは、この公式マスコットキャラクターですけれども、それを折り紙にして、みんなで折っていこうというキャンペーンをやっています。子供から老人までみんなで折るというのは、今、神奈川県のイベントで様々なやっておりますけれども、非常に好評をいただいております。

またこの絵本、地球温暖化を1つテーマにした「あちちち地球とだいじなやくそく！ニコとサクの大冒険」。このニコというのは二酸化炭素をキャラクターにしております。二酸化炭素は地球温暖化にとって悪者だと思われるけれども、世界を旅しているうちに、実はそうでもなかったということに気がついていく、こういうふうなことであります。こういった機運を醸成するために、私自ら、全国キャラバン隊ということで全国に出

向いてアピールしています。

7 ページをご覧くださいと思いますが、開幕まで 300 日を切って、出展、催しの準備を進めておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そして、このチケットはもう販売をしておりますし、子供たちの無料招待もやっております。皆さんにもそういったところでご検討いただければと思っております。以上です。ありがとうございました。

○会長

はい、ありがとうございます。みんなで協力し、盛り上げていきたいと思えます。

○神奈川県

この絵本については、皆さんに、後でお届けしたいと思っています。それをお願いします。

○会長

はい、楽しみにしております。はい、埼玉県。

○埼玉県

ありがとうございます。11 月に「第 38 回全国健康福祉祭ねりんピック彩の国さいたま 2026」が開催されます。埼玉県はさいたま市と共催で、本県では初の開催となります。

「咲き誇れ！ 長寿と笑顔 彩の国」をテーマに、会期は、先ほどの神奈川県の「KOUGEI EXPO in KANAGAWA」とダダかぶりなのですが、11 月 7 日から 10 日までの 4 日間となります。初開催種目となる空手道、レクリエーションダンスを含め、30 種目を 24 市町で開催をいたします。ねりんピックに参加する選手の方々は、競技はもちろんのこと、開催地の食や名物、他県の選手との交流をととても楽しみにしております。

埼玉県でも、出荷量全国第 4 位の日本酒、それから地域の特色を生かしたうどん、日本三大銘茶、狭山茶など美味しい食に溢れております。また、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック開催で培われた

世界に誇るおもてなしを加えた埼玉の総合力で、九都県市をはじめ、全国から約1万人の選手、監督、役員をお迎えいたします。日中は競技を頑張っていて、夜は埼玉の名物や酒と、そういう交流を深めていただきたいと思います。ぜひ大会をご期待いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○会長

はい、彩の国ねりんピックへのご協力をよろしく。選手の参加とご協力よろしくお願いいたします。それから千葉県。

○千葉県

時間も押しておりますので、簡略に申し上げたいと思います。来年の3月から5月に千葉県の2つのエリアで、芸術祭を開催いたします。北川フラムさんに参加いただき、それぞれの地域の特性を生かした現代アートを展開させていただきますので、ぜひご関心をお寄せいただいて、お越しをいただければと思います。以上です。

○会長

はい。他ございますか。

(意見なし)

○会長

それでは、本日机上に配布しておりますPR資料につきましては、時間の都合上、説明を割愛している項目もございます。後ほどご覧いただければありがたいと思います。

以上を持ちまして、令和8年度定例第1回春の関東地方知事会議を閉会いたします。

皆様方には長時間にわたりまして、ご協力いただきましたこととお礼申し上げます。引き続きよろしくお願い申し上げます。終了いたします。ありがとうございました。

以上